◆所得控除（申告書の3所得から差し引かれる金額に関する事項、4所得から差し引かれる金額）

所得控除には次のようなものがあります。当てはまるものについて計算し申告書に記入してください。

<table>
<tr><td>社会保険料控除
（申告書⑬欄）</td><td>自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族が負担することになっている社会保険料を支払った場合、控除の対象になります。ただし、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の特別徴収分については、その方の年金から徴収された保険料（税）であるため、その方本人の所得控除のみに適用されます。
支払った社会保険料全額が控除額になります。</td></tr>
<tr><td>小規模企業共済等掛金控除
（申告書⑭欄）</td><td>小規模企業共済法による第一種共済契約掛金、確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金又は個人型年金加入者掛金、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度に基づき支払った掛金が対象です。支払った掛金全額が控除額になります。</td></tr>
<tr><td>生命保険料控除
（申告書⑮欄）</td><td>(1)～(3)による各控除額の合計額が生命保険料控除額となります。なお、合計適用限度額は70,000円です。

（1）平成24年1月1日以後に締結した保険契約等(新契約)に係る生命保険料控除
生命保険、医療保険、介護保険などを対象とした一般生命保険料控除の枠を分離し医療保険、介護保険を対象とした介護医療保険料控除(適用限度額2万8千円)が新たに設けられ、一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の限度額がそれぞれ3万5千円から2万8千円に引き下げられています。

<table>
<tr><th>年間の支払保険料等</th><th>控除額</th></tr>
<tr><td>12,000円以下</td><td>支払保険料等の全額</td></tr>
<tr><td>12,000円超32,000円以下</td><td>支払保険料等×1/2＋6,000円</td></tr>
<tr><td>32,000円超56,000円以下</td><td>支払保険料等×1/4＋14,000円</td></tr>
<tr><td>56,000円超</td><td>一律28,000円</td></tr>
</table>

（2）平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約)に係る生命保険料控除
従前の一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除（それぞれの適用限度額3万5千円）が適用されます。

<table>
<tr><th>年間の支払保険料等</th><th>控除額</th></tr>
<tr><td>15,000円以下</td><td>支払保険料等の全額</td></tr>
<tr><td>15,000円超40,000円以下</td><td>支払保険料等×1/2＋7,500円</td></tr>
<tr><td>40,000円超70,000円以下</td><td>支払保険料等×1/4＋17,500円</td></tr>
<tr><td>70,000円超</td><td>一律35,000円</td></tr>
</table>

（3）新契約と旧契約の双方について保険料控除の摘要を受ける場合の控除額
上記(1)及び(2)にかかわらず、一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の控除額は、それぞれ次に掲げる金額の合計額（適用限度額2万8千円）となります。
1. 新契約の支払保険料等につき、上記(1)の計算式により計算した金額
2. 旧契約の支払保険料等につき、上記(2)の計算式により計算した金額</td></tr>
</table>

地震保険料控除（申告書⑯欄）

納税義務者が、本人若しくは本人と生計を一にする配偶者その他の親族の有する家屋で常時その居住の用に供するもの又はこれらの人の有する生活用動産（その譲渡による所得が非課税とされるものに限る。）を保険若しくは共済の目的とし、かつ、地震若しくは噴火又はこれらによる津波を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋没又は流失による損害（以下「地震等損害」という。）によりこれらの資産について生じた損失の額を補てんする保険金又は共済金が支払われる損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料又は掛金が対象となります。

なお、既契約書への配慮として、平成 18 年末までに締結した一定の長期損害保険契約等に係る保険料等については、従前の損害保険料控除を適用可能とする経過措置が講じられています。

支払った保険料の区分	支払金額	控除額
①地震保険料だけの場合	50,000 円以下	支払保険料×1/2
	50,000 円超	25,000 円
②旧長期損害保険料だけの場合	5,000 円以下	支払保険料の全額
	5,000 円超 15,000 円以下	支払保険料×1/2＋2,500 円
	15,000 円超	10,000 円
③地震、旧長期の両方がある場合	①と②の合計額	最高 25,000 円

寡婦控除（申告書⑰欄）　ひとり親控除（申告書⑰欄）

控除額：①寡婦控除＝26 万円　②ひとり親控除＝30 万円

①寡婦控除は、②のひとり親控除に該当しない人で次のいずれかに該当する人が受けられます。

1. 夫と死別、若しくは離婚した後婚姻していない人、夫の生死の明らかでない人で扶養親族を有し、合計所得金額が 500 万円以下の人
2. 夫と死別した後婚姻していない人、若しくは夫の生死の明らかでない人で、合計所得金額が 500 万円以下の人

②ひとり親控除は、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子（総所得金額等が 48 万円以下）を有する単身者で、合計所得金額が 500 万円以下の人が受けられます。

※寡婦控除、ひとり親控除のいずれについても、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載があるものは対象外です。

寡婦控除・ひとり親控除の適用確認フローチャート

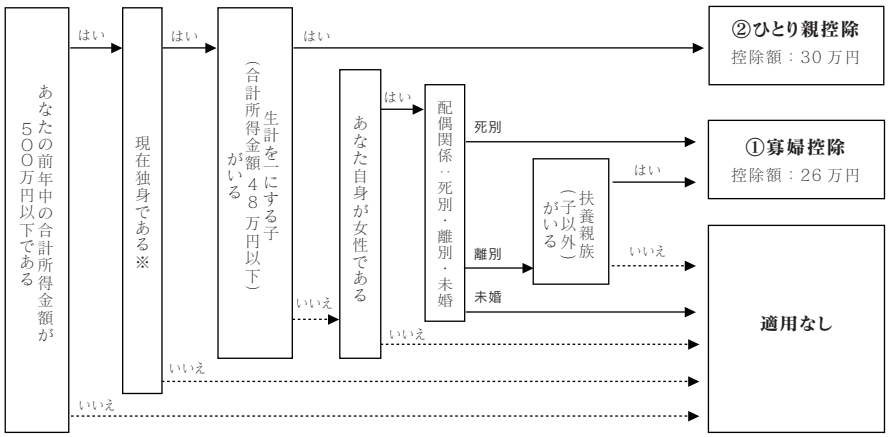

勤労学生控除（申告書⑱欄）

控除額＝26 万円

勤労学生とは、大学、高等専門学校、高等学校、盲学校、養護学校など学校教育法第 1 条に規定する学生、生徒、児童（夜間学校の正規の通信教育生を含みます）や、一定の過程を履修する専修学校、各種学校の生徒や職業訓練法人の行う認定職業訓練を受ける人で、自己の勤労による事業所得、給与所得、退職所得、雑所得がある人です。ただし、合計所得金額が 75 万円より多い人や、給与所得等以外の所得が 10 万円より多い人は控除を受けることはできません。

障害者控除（申告書⑱欄）

納税義務者本人が障害者である場合又は同一生計配偶者※1 及び扶養親族※2 のうちに障害者若しくは市の認定を受けている人がいる場合には、障害者控除として次の金額を控除できます。

普通障害者	26 万円
特別障害者※3	30 万円
同居特別障害者※4	53 万円

※1　同一生計配偶者とは、納税義務者と生計を一にする合計所得金額が 48 万円以下である配偶者です。ただし、他の人の扶養親族になっている人、青色申告者の事業専従者として給与の支払を受ける人及び事業専従者に該当する人は除きます。

※2　年少扶養親族(16 歳未満)で障害がある人も含まれます。

※3　特別障害者とは、身体障害者手帳の障害者の程度が 1・2 級、精神障害者保健福祉手帳の障害者等級が 1 級、療育手帳 A である人などです。また、それらに準ずるものとして、市の認定を受けている 65 歳以上の人も含まれます。

※4　特別障害者で納税義務者(本人)又はその配偶者若しくは本人と生計を一にするその他の親族のいずれかと同居を常況としている人です。

配偶者控除（申告書⑲欄）

合計所得金額が 1,000 万円以下の人が、生計を一にする合計所得金額が 48 万円以下である配偶者を有する場合、配偶者控除として次の金額を控除することができます。

※　他の人の扶養親族になっている人、青色申告書の事業専従者として給与の支払を受ける人及び事業専従者に該当する人は除きます。

※　障害者は別に障害者控除を受けることができます。

	本人の合計所得金額		
	900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下
控除対象配偶者	33 万円	22 万円	11 万円
老人控除対象配偶者(S30.1.1 以前生まれ)	38 万円	26 万円	13 万円

配偶者特別控除（申告書⑲欄）

合計所得金額が 1,000 万円以下の人が、生計を一にする配偶者を有する場合、配偶者の合計所得金額に応じて配偶者特別控除として次の金額を控除できます。
ただし、配偶者控除と配偶者特別控除は併用して適用することはできません。

※　青色申告者の事業専従者として給与の支払を受ける人及び事業専従者に該当する人は除きます。

配偶者の所得金額の段階別配偶者特別控除額一覧

配偶者の合計所得金額	本人の合計所得金額		
	900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下
48 万円超　100 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円
100 万円超　105 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円
105 万円超　110 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円
110 万円超　115 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円
115 万円超　120 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円
120 万円超　125 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円
125 万円超　130 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円
130 万円超　133 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円
133 万円超	適用なし		

扶養控除（申告書⑳欄）

生計を一にする 16 歳以上の親族で、合計所得金額が 48 万円以下である人※1（配偶者、専従者を除く）を有する場合、扶養控除として次の金額を控除できます。

一般の扶養親族	33 万円	老人扶養親族（S30. 1. 1 以前生まれ）	38 万円
特定扶養親族（H14. 1. 2～H18. 1. 1）	45 万円	同居老親等※2	45 万円

※1　他の人の同一生計配偶者又は扶養親族となっている人、青色申告者の事業専従者として給与の支払を受ける人及び事業専従者に該当する人は除きます。

※2　老人扶養親族のうち、自己又は自己の配偶者の直系尊属で同居を常況としている人。

▶16 歳未満の扶養親族（控除対象外）

生計を一にする 16 歳未満の親族で、合計所得金額が 48 万円以下である人を有する場合、市民税・県民税の均等割・所得割の非課税判定に使用されます。詳しくは、16 ページをご覧ください。

基礎控除（申告書㉑欄）

合計所得金額 2,500 万円以下の人は、以下の金額が控除されます。

合計所得金額	控除額
2,400 万円以下	43 万円
2,400 万円超　2,450 万円以下	29 万円
2,450 万円超　2,500 万円以下	15 万円
2,500 万円超	適用なし

雑損控除（申告書㉓欄）

災害、盗難又は横領によって生活用資産などに損害を受けたときに控除の対象になります。

控除額は、次の㋑と㋺のうちいずれかの多い金額になります。

㋑ 差引損失額 －（ 総所得金額等の合計金額 × 10% ）

㋺ 差引損失額のうち災害関連支出の金額 － 5万円

注）①差引損失額＝損害金額－保険金などによって補てんされる金額

②災害関連支出＝災害により滅失した住宅、家財を除去するための費用や豪雪による家屋の倒壊を防止するための屋根の雪下ろし費用など。

医療費控除（申告書㉔欄）

自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合、控除の対象となります。

※病気の予防（予防接種等）や健康増進のための費用、美容整形の費用などは医療費控除の対象になりません。

控除額は次のとおりです。

その年中に支払った医療費 － 保険金などで補てんされる金額 ＝ Ⓐ

医療費控除額（最高200万円）＝ Ⓐ － { 10万円か / 総所得金額等の5% } いずれか少ない方の金額

セルフメディケーション税制※に係る医療費控除額（最高8万8千円） ＝ その年中に支払ったスイッチOTC医薬品購入費 － 保険金などで補てんされる金額 － 1万2千円

※セルフメディケーション税制は医療費控除の特例です。従来の医療費控除との選択制となっているため、併用はできません。